

(案) 建設機械借上契約書

- 1 作業名 大ケ蔵連林道ほか建設機械借上
- 2 作業場所 愛知県豊田市 豊田森林事務所管内大ケ蔵連林道等
- 3 作業内容 崩土除去、不陸直し等
- 4 契約期間 自 契約締結日の翌日
至 令和8年3月25日
- 5 予定総金額 ￥ . ー
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ￥ . ー)
- 6 契約保証金 免除
- 7 特約事項 別紙のとおり

上記について、発注者と受注者は各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により単価契約を締結し、その証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住所 氏名	愛知県新城市庭野字東萩野49-2 分任支出負担行為担当官 中部森林管理局 愛知森林管理事務所長 池戸 健志
-----	----------	--

受注者	住所 氏名
-----	----------

契 約 金 額 内 訳 書

1 作業名 大ヶ蔵連林道ほか建設機械借上

2 内訳書

機 種	規 格	数量等	単 価	金 額
ミニバックホウ	山積0.08m3[平積0.06m3]	160 h		
ダンプトラック	4t積（普通）	20 h		
ダンプトラック	2t積（普通）	20 h		
小計				
消費税相当額				
計				

条 件

(総則)

第1条 この契約は、単価による総価契約とし、作業完了後に発注者が確認した使用機械の運転時間数及び重機運搬回数に、当該機種 of 契約単価を乗じて得た金額の合計と、当該金額に消費税相当額の10%を乗じて得た金額を加算した金額で精算するものとする。

2 受注者は、頭書の作業を履行するため、この契約に定められた期間内に、発注者の命じた職員（以下監督職員という。）の指示に従い、作業を安全かつ能率的に完了するものとする。

(諸経費)

第2条 この契約に係る使用機械の機械損料、運搬費（重機運搬車除く）、人件費、燃料費、修繕費、保険料、現場管理費、一般管理費その他運転に必要な一切の経費は受注者の負担とし、単価に含まれるものとする。

(安全管理)

第3条 受注者は、作業を実施するに当たって、法令に基づく有資格者で相応の技能を有した者を運転者として選任するとともに、労働安全衛生に関する法令及び通達に示す指導事項を遵守しなければならない。

なお、受注者は現場管理責任者（現場代理人）を置くことができる。

(監督職員)

第4条 発注者は、監督職員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書に定められた職務のほか次のことを行うものとする。

(1) 作業の実行にあたり、立会又は必要な監督及び指示を与えること。

(2) 運転時間等の確認及び管理を行うこと。

(作業指示及び確認)

第5条 発注者は、建設機械による作業が生じた場合は、受注者に建設機械等作業指示書（以下「作業指示書」という。）を交付するものとする。

2 受注者は、この作業指示書に基づき作業を実施することとし、作業が終了したときは、監督職員若しくは監督職員から指示を受けた者から確認を受けるものとする。

(契約の変更)

第6条 請負代金額の変更は、発注者と受注者で協議して定める。

2 契約時間は予定時間であり、作業内容及び各機種ごとの運転時間及び重機運搬回数は変更することがある。

3 契約期間の変更は、発注者と受注者で協議して契約期間を短縮し、又は延長することができる。

4 新規機種を設定するときは、新規機種単価と数量を定め変更契約を行う。

(損害賠償)

第7条 契約期間中に生じた労働災害及び機械の損傷等による損害は、すべて受注者の負担とする。

ただし、発注者の責による事故のため生じた損害は発注者が賠償するものとし、損害額は発注者と受注者で協議して定めるものとする。

2 受注者は、受注者又は受注者の使用人が国有林野又はその産物に損害を与えたときは、発注者の認定に従い指定した期間内にその損害を賠償するものとする。

3 受注者は、作業実行に関して第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。

(検査)

第8条 発注者は、作業が完了したときは、発注者の指定した職員（検査職員）により遅滞なく検査を実施しなければならない。

2 検査職員は、原則として、運転時間の確認は運転時間確認票に添付された記録紙等によって行うものとし、重機運搬については伝票等により行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第9条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第10条 受注者は、この契約の履行について、全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(契約の解除)

第11条 発注者、受注者双方は、相手方に正当な理由なく契約不履行等があった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合、受注者の責に帰するものについては、契約予定総金額の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 受注者は、前項の違約金を発注者の指定する期日までに納付しないときは、その期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該違約金に対し民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した遅延違約金を発注者に支払わなければならない。
- 4 発注者の責に帰するものについては、受注者は損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求できるものとし、その賠償額については発注者、受注者協議して決定するものとする。
- 5 第1項の規定により契約を解除した場合において、確認済みの運転時間については解除の効力が及ばず、発注者は受注者に代金相当額を支払うものとする。

(談合等の不正行為に係わる解除)

第12条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係わる違約金)

第13条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、「予定総額(支払総額が確定していない場合は契約単価に予定数量を乗じて算出した金額)」の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の「予定総額(支払総額が確定していない場合は単価に予定数量を乗じて算出した金額)」の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(支払い)

- 第14条 受注者は、契約代金の支払いを受けようとするときは、運転時間確認票により使用機械ごとの実稼働時間累計及び運搬回数と支払請求額が照合できる内訳書を作成のうえ、記録紙等及び写真を添え発注者に請求するものとする。
- 2 受注者は、契約期間中であっても、指示された作業が終了し、検査を受けた部分に対する代金の支払いを、月1回を限度として請求することができる。
ただし、請求を複数月とする場合は月ごとに発注者の確認を受けるものとする。
- 3 発注者は、受注者の提出する支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払わなければならない。
- 4 発注者の責に帰すべき事由により、発注者がこの契約に基づく請負代金を、第14条第3項の規定による指定の期間内に支払わないとき、受注者は、その翌日から起算して発注者が支払いを行う日までの日数に応じ、当該未払代金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて財務大臣が決定する率を乗じた金額を遅延利息として発注者に請求することができる。
ただし、遅延の原因が天災地変等やむを得ないものであるときは遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(支払い金額との相殺)

- 第15条 本契約に基づき、受注者が発注者に対して納付すべき違約金等がある場合は、発注者からの支払い金額と相殺することができる。

(契約に関する紛争の解決)

- 第16条 この契約に関して発注者と受注者両者に紛争を生じ、協議が整わないときは、第三者に調停を依頼するものとする。

(仕様)

- 第17条 この契約に関する仕様は、別に定める建設機械借上げ仕様書によるものとする。

(特約条項)

- 第18条 この契約に関する特約条項は、別紙によるものとする。

(契約外事項)

- 第19条 この契約に定めのない事項については、発注者と受注者協議のうえ定めるものとする。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

建設機械借上仕様書

1 使用機械

1) 使用機械

使用する機械は、タスクメーター又はアワーメーター等を装備したものとする。

2) 使用機械の諸元(仕様)確認資料及び記録紙・写真の提出

使用機械の諸元(仕様)がわかるカタログや車検証の写し等と、その規格・型式等が確認できる写真(機械全体写真及び型式等を確認できる部分の近接写真)を添付のうえ監督職員に提出するものとする。

また、記録紙には、次の項目を記入のうえ、作業写真を添付し監督職員に提出するものとする。

- (1) 車種・規格
- (2) 使用機械 No.(ナンバープレートのある機種はそのナンバー)
- (3) 運転者
- (4) 稼働年月日
- (5) 運転区間(路線名)
- (6) 運転開始時刻
- (7) 運転終了時刻
- (8) 稼働時間
- (9) 運転停止時間
- (10) 実稼働時間
- (11) 補助労務

3) 運転時間確認票及び支払請求額等内訳書

記録紙(写真)に基づき「様式7」の運転時間確認票を作成のうえ監督職員に提出するものとする。

なお、支払請求については、契約条件第1条の1及び第14条の1により、「様式13」の支払請求額等内訳書を作成するものとするが、使用機械ごとの精算額及び消費税相当額は、円未満切り捨てとする。

2 写真管理

写真は、作業内容ごとに同一位置から作業の着手前・作業中・完了後に区分し、日付及び作業場所を記載した表示板を被写体とともに写し込むように撮影する。

なお、除雪等路線指定で作業を行う場合は、1路線につき3箇所以上撮影するものとする。

また、使用機械に装備されているアワーメーターにより時間管理する場合は、計器の表示数値、腕時計等による運転開始時刻及び運転終了時刻が各々一枚写真で確認できる大きさの拡大写真と上記の表示数値等を記した表示板にアワーメーターを入れた全体写真を撮影する。

3 運転時間数等の確認及び処理

運転時間数等の処理は、タスクメーター記録紙又はアワーメーター写真により次のとおり処理するものとする。

(1) 運転時間の端数処理

使用機械ごとの1日の実稼働時間は、10分単位(10分未満切捨)とし、月ごとの集計には15分単位とする。

ただし、補助労務については、1時間単位(1時間未満切捨)とする。

(2) 実稼働時間

稼働時間は建設機械の実稼働時間を基とし、日常作業開始後終了までの間において、エンジン運転中(作業地までの移動のための運転も含む)の時間をもって実働時間とするものとする。

機械の故障修理、休息・休憩時間、運転停止時間を除く実作業時間とする。

ただし、土砂積込み運搬時のダンプの待ち時間は拘束時間として作業にカウントする。

(3) 運転停止時間

機械が10分以上停止した時間とする。

4 運搬機械

1) 運搬機械

運搬する車両の諸元等、車検証の写し等とその規格・型式等が確認できる書類を添付し監督職員に提出する。

2) 運搬確認

運搬は、事前に監督職員に確認を取り、「様式8」の重機運搬確認表により監督職員に提出する。

3) 写真管理

積込地点及び積卸地点での撮影、必要によりオドメーター等を添付する。

5 補助労務

補助労務は重機の単独作業時に計上できるものとし、写真で時間等を確認することとする。

6 その他

作業にあたっては、林道施設及び施設付帯物(標識・ガードレール・カーブミラー等)、立木等を

(1) 損傷しないように努める。

(2) 作業にあたって支障木が発生する場合は、監督職員の指示に従うこと。

様式 7

運 転 時 間 確 認 票

運 転 者
監督職員

[illegible]

タスクメーター記録紙

添付位置

車種・規格	
使用機械（ No.等）	
運転者	
稼働年月日	
運転区間（路線名）	
運転開始時間	
運転終了時間	
稼働時間	
運転停止時間	
実稼働時間	

アワーメーター記録紙

黒板写真
(機種、開始or終了時間、アワーメーター、日付)

黒板写真
(機種、開始or終了時間、アワーメーター、日付)

近距離写真
(開始(終了)時間(時計)
現在のアワーメーター時間)

近距離写真
(開始(終了)時間(時計)
現在のアワーメーター時間)

車種・規格		
使用機械 (No.等)		
運転者		
稼働年月日		
運転区間(路線名)		
稼働時間		〇時〇分
停止時間		〇時〇分
合計時間		〇時〇分

運転開始時刻		〇時〇分
運転終了時刻		〇時〇分

アワーメーター時間管理表

運転開始	A		
運転終了	B		
稼働	$B - A = C$		
停止	D		
合計	$C - D = E$		〇時〇分

※停止時間とは、エンジンはかかっていたが作業をしていない時間

実稼働時間		〇時〇分
-------	--	------

重 機 運 搬 確 認 表

運 転 者
監 督 職 員

作業名	大ヶ蔵連林道ほか建設機械借上	使用車両:		
		運搬機種:		
年月日	運搬 起点～終点	内容	回数	備考
回数				
単価				
確定金額				

補 助 労 務 出 役 確 認 表

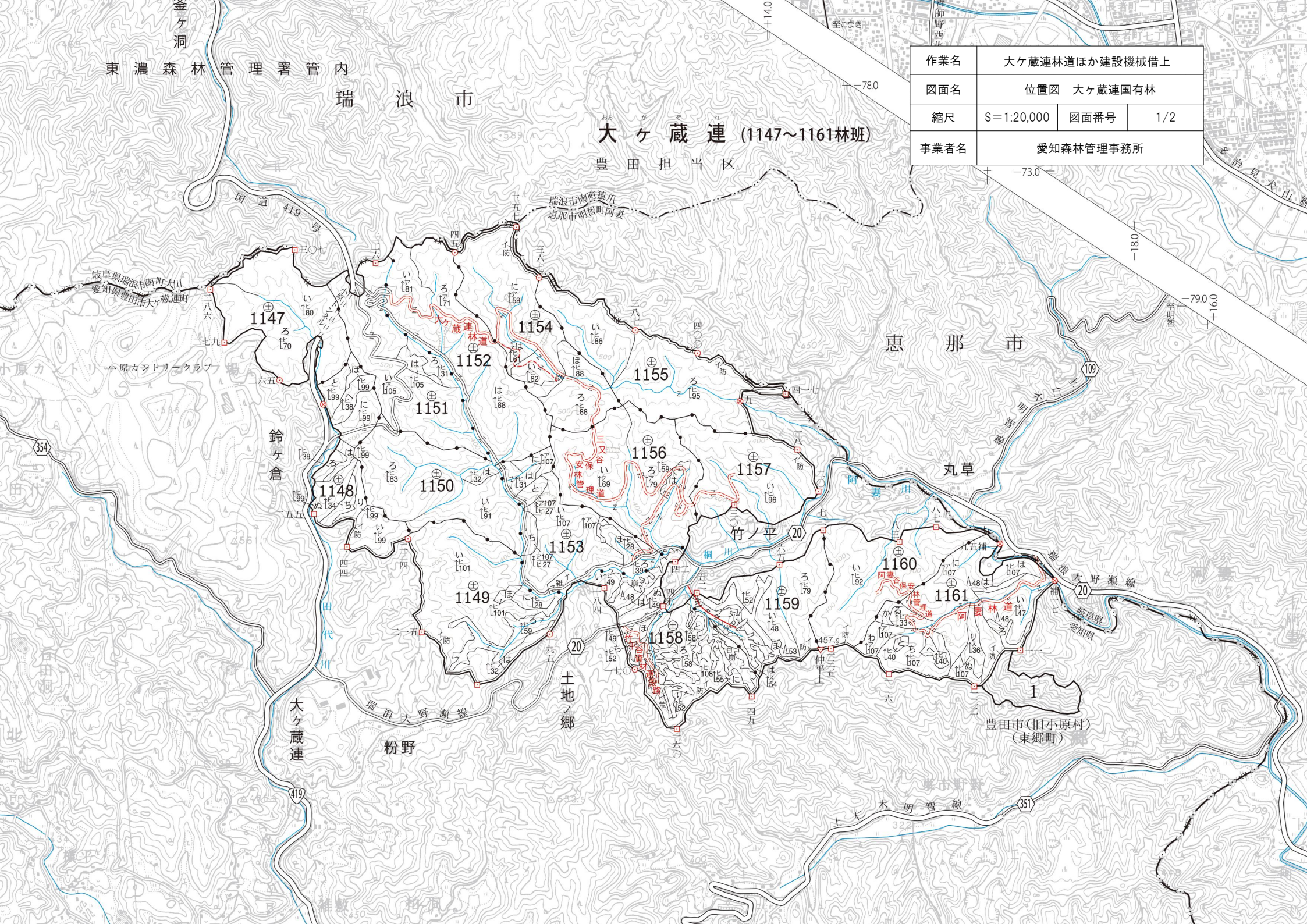
監督職員

作業名	大ヶ蔵連林道ほか建設機械借上		
年月日	作 業 内 容	数量	備考
時間			
単価			
確定金額			

支払請求額等内訳書

作 業 名 大ヶ蔵連林道ほか建設機械借上

[illegible]



東濃森林管理署管内

瑞浪市

大ヶ蔵連 (1147~1161林班)

豊田担当区

作業名	大ヶ蔵連林道ほか建設機械借上		
図面名	位置図 大ヶ蔵連国有林		
縮尺	S=1:20,000	図面番号	1/2
事業者名	愛知森林管理事務所		

恵那市

丸草

豊田市(旧小原村)
(東郷町)

